

## 高知県教育委員会 会議録

平成26年7月臨時委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年7月7日(月) 10:00

閉会 平成26年7月7日(月) 10:35

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	人権教育課課長補佐	松岡 好江
〃	人権教育課課長補佐	西内 清
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

### (4) 議事の大要及び教育長等の報告の要旨

#### 【冒頭】

委員長 7月臨時委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 本日の付議第2号は、個人に関する情報を含む議案のため、非公開とする。  
賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第2号は非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長 事務局	高知県いじめ問題対策連絡協議会の事務局はどこか。 高知県いじめ問題対策連絡協議会の事務局として、知事部局に決まった課はない。教育委員会事務局において、人権教育課が庶務を行うことになっている。
委員	高知県いじめ問題再調査委員会は知事の附属機関であり、文化生活部人権課が事務局である。
事務局	高知県いじめ問題対策連絡協議会と高知県いじめ問題調査委員会の違いは何か。連絡協議会は教育委員会の附属機関ではないのか。連絡協議会は法律上、地方公共団体に置くことになっている。知事の附属機関、教育委員会の附属機関ということではなく、県に置くものである。学校や教育委員会だけではなく、関係する機関や団体の代表などで組織する会であり、いじめの防止等に関し、どのような連携ができるかなどについて、様々な方からご意見をお聞きし、施策に活かして行くという位置づけの会である。 調査委員会は、県立学校で重大事態が発生した場合の事実関係の確認・調査を行うものである。 連絡協議会は主に平時における施策の推進、調査委員会は主に事が起きた場合の対応という業務の違いがある。
委員長 事務局	私立学校で問題が起きた場合は、高知県いじめ問題再調査委員会で対処するのか。 調査は、学校または学校の設置者が行うことになっているので、私立学校の場合は、学校や学校法人が調査をすることになる。その調査結果の報告を受け、知事が必要と認める場合は再調査を行う。
委員長 事務局	いじめ問題再調査委員会は、問題が複雑ではっきりしないような時に調査をするのか。 学校または学校の設置者の調査が十分でないことがあれば、再調査委員会で改めて調査をすることになる。
委員	調査委員会の役割として、県立学校で発生した重大事態への調査と、もう一つ、いじめ防止等のための対策があるが、それは県立学校に限るのか。それとも、県全体に対して責任を負うのか。
事務局	県教育委員会の附属機関なので、基本的には、県立学校でのいじめ防止対策が中心になるが、議論のなかで、私立学校や国立の附属学校に対応するいじめ防止策が排除されるということはないと考える。
委員	県教育委員会として、いじめ対策を主体的に進めて行くのはどの機関と考えているのか。

事務局	教育委員会は、調査委員会で一般的な調査、審議ができるが、連絡協議会は、教育委員会の関係者だけでなく、知事部局や警察の関係者など幅広いメンバーで構成されており、調査委員会で議論した内容等を連絡協議会で議論したり、教育委員会の施策についてのご意見をいただいたりすることもある。連絡協議会の大きな機能として、県の施策のPDCAサイクルをまわして行くということもあるので、県教育委員会の施策についても、多くの関係者の方にご意見をいただく会になろうかと思う。
委員	教育委員会としてのアクションを起こすのが教育委員会の附属機関である調査委員会で、チェック機能が連絡協議会ということになるのか。
事務局	そうである。
委員長	チェック機能と同時に、関係者間で基本的な施策・取組の方向性の確認も行うのが連絡協議会であり、県の教育委員会の関係ということだけではなく、私立学校も含めたものになるということか。
事務局	そうである。
委員	連絡協議会は私立学校や国立の附属学校の校長も委員になる。事案が起きた場合は、調査委員会と連絡協議会が同時進行で動くということか。
事務局	基本的には調査委員会が調査する。連絡協議会は平時に動く会である。
委員	市町村教育委員会においても同様の対応が必要であるということとは、同じように調査委員会をつくり、知事に報告するということか。
事務局	市町村立学校で事案が発生した場合、市町村の調査組織で調査を行い、市町村長に調査結果を報告するということである。
委員	県教育委員会が関わることはないのか。
事務局	法律上は基本的には県が直接関わることはないが、実際には、市町村で重大な事案が発生した場合、県に緊急に人員を派遣して欲しいというような要請がかなりあるので、事案を把握することはできる。
委員	市町村の組織はすでにできあがっているのか。
事務局	市町村も県と同様な対応が必要であることについて、昨年9月のいじめ防止対策推進法の施行以降、いろいろな場面で説明してきた。6月議会が始まる前の調査で、連絡協議会を設置している市町村は無く、調査委員会は2つの市町村で設置されていることを把握したが、他の市町村は検討中ということだった。6月県議会でも、市町村の状況について質疑があったところであるので、改めて、市町村教育長等と個別に話し、課題点等も聞きたい。県が6月議会で設置をしたので、市町村は9月議会以降に提案するということが考えられるが、そのことの把握も含め、もう一度市町村に働きかけたい。
委員長	まず、県が6月議会で条例をつくり、市町村はこれからということ

事務局	か。
委員	そうである。なかなか組織等のイメージがわからないというのが市町村からの率直な意見である。
事務局	市町村の場合、委員の人材を確保するのが難しいという面もあるので、県教育委員会のいじめ問題調査委員会のいじめ防止に対する調査、審議の中で、市町村の体制づくり等への支援を具体的にお願いする必要があると考えるが、そのようなことはできるか。
事務局	市町村に対する支援はこれからの課題である。外部の専門家を委員として確保することが難しいという声は以前から聞いており、各職能団体に、市町村の委員の選任に際して協力いただきたいと依頼しているところである。しかし、それでも難しいこともあるので、市町村の教育長等に個別に話を聞き、浮かび上がってきた課題等について、調査委員会で議論いただくことはあろうかと思う。
委員長	市町村からの要請がないと県は動けないということか。
事務局	県が根拠もなく市町村の事案に介入していくということはやできないが、概ね、市町村から県に何らかの要請がある。
委員長	今までも県教育委員会は市町村教育委員会への支援の体制を取っていたが、それは今後も変わらないということか。
事務局	そうである。
委員	市町村教育委員会で情報が留まり、県教育委員会が把握するのが遅れたという事案もあると思う。いじめ問題に対して、事実上、県の教育委員会が関わるころがでてくるだろうということでおいておくのは大変怖いと思う。県が関わることをこの枠組みの中に位置付けることはできないのか。
事務局	法律の構造に沿っているので、この様な整理の仕方になっているが、市町村からの相談を受けるなかで、学校、保護者、関係機関などがかなり難しい関係になっている事案もあり、何らかの形で市町村の事案を把握していくことについて検討していきたいと思う。
委員長	問題が発生し、解決しないという時には、県教委から市町村教委に勧告等はできるのか。
事務局	最終的な対応、判断は、あくまでも学校の設置者である市町村が行うことになるが、県としては指導・助言という形で働きかけることはできる。
委員	県教委が直接関わるのは県立学校だけということだが、いじめ問題が深刻化しているのは小中学校だと思う。県の方が人材が集まりやすく、しっかりとした組織をつくることのできるのであれば、小中学校にも関わられるような体制をぜひつくってもらいたい。
事務局	ご指摘をいただいたので、検討していきたい。
委員長	基本的には学校の設置者が解決する問題だが、子どもの問題なので県教委もできるだけの努力はしていかなければいけない。

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第2号 高知県いじめ問題調査委員会委員の委嘱議案（人権教育課）】

○人権教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号及び第2号

原案のとおり議決